

令和 7 年度における青森県立学校特定事業主行動計画の実施状況について

県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づく「青森県立学校特定事業主行動計画」を策定（令和 8 年 4 月 1 日以降は、これまでの女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進のための青森県学校職員特定事業主行動計画」と統合し、「青森県学校職員次世代育成支援・女性活躍推進プラン」として一体的に策定）しており、職員が安心して子育てをしていくことができるよう、職場環境を向上させるとともに、地域社会における子育て支援にも積極的に参加することにより、社会全体の子育てしやすい環境づくりに貢献することとしています。

同計画では、毎年 1 回、前年度の取組状況や目標に対する実績等の公表を行うこととしていることから、下記のとおり公表します。

記

1 配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の取得促進について

- （１）子どもの出生時に父親となる職員が配偶者出産休暇、育児参加休暇を取得した割合
(R7. 4. 1～R8. 3. 31)

目標値（令和 7 年度）	令和 7 年度実績
100%	87.5%

※ 令和 7 年度に新たに対象となった職員の取得実績です。

- （２）育児休業の取得率（R7. 4. 1～R8. 3. 31）

＜男性職員＞

目標値（令和 7 年度）	令和 7 年度実績
75%	37.5%

＜女性職員＞

目標値（令和 7 年度）	令和 7 年度実績
100%	100%

※ 令和 7 年度に新たに育児休業を取得した職員の取得実績です。

- （３）男性職員の育児休業の取得期間の分布状況

目標値（R7年度）	R7年度実績
2 週間以上 100%	94.4%

※ 令和 7 年度に新たに対象となった職員の取得実績です。

(4) 令和7年度の実施状況

- ・ 「第3次青森県立学校特定事業主行動計画」や「職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」により、育児に関する休業、休暇等の周知を図りました。
- ・ 職員が計画的に育児関連制度を活用できるよう、子どもが生まれる職員は「出生予定届」を提出し、職員と所属長等との面談を実施して、育児関連制度の利用に係る「子育て計画書」を作成するよう周知しました。
- ・ 学校長に対し、職員に休暇等の取得を促すよう働きかけを行いました。
- ・ 学校毎に独自の目標を組み込んだ「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を執務室内に掲示し、希望する職員が円滑に休暇や各種制度を利用できる環境づくりに取り組みました。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職員が気兼ねなく休暇制度を利用できるよう職場の上司が「イクボス宣言」を行うことを呼びかけました。
- ・ 「第3次青森県立学校特定事業主行動計画」を策定しました。

2 年次休暇の取得促進について

(1) 職員1人当たりの年次休暇取得日数（R7.1.1～R7.12.31）

目標値（令和7年）	令和7年実績
16日	14.3日

(2) 令和7年度の実施状況

- ・ 一の年に5日以上年次休暇を取得することや、夏季休暇の前後に1日以上年次休暇を取得すること等を働きかけました。
- ・ 長期休業期間における学校閉庁日（勤務時間が割り振られた日に原則として教職員が休暇等を取得することにより、学校が業務を行わない日）について、目標である年間3日以上の設定を働きかけました。
- ・ 長期休業期間における学校閉庁日の設定日数を増やすため、各県立学校の学校閉庁日の設定状況を取りまとめて周知しました。
- ・ 定期的に年次休暇の計画的な利用について通知し、取得促進を働きかけました。

3 時間外勤務の縮減について

(1) 職員1人当たりの平均時間外勤務時間（年間・管理職以外）（R7.4.1～R8.3.31）

目標値（R7年度）	R7年度実績
84時間	92.2時間

※ 時間外勤務手当支給対象の事務職員等

(2) 令和7年度の実施状況

- ・ スクール・サポート・スタッフの配置を全校に拡充しました。
- ・ 「学校における働き方改革プラン」に係る実施状況調査を実施し、県立学校の時間外在校等時間の状況や取組の推進状況を公表しました。